

## 郵便局の指定について

特別徴収税額の納入について、従来利用していた郵便局以外の郵便局を利用される場合は、右の「郵便局指定通知書」を当初納入の際その郵便局に提出してください。

### 地方税法第 321 条の 5 第 4 項抜粋

前条の規定によって、他の市町村内において給与の支払をする者が特別徴収義務者として指定された場合においては、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該他の市町村内に所在する銀行その他の金融機関で当該市町村が指定して当該特別徴収義務者に通知したものに払い込むものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者が当該通知に係る金融機関に払い込んだ時に、当該市町村にその納入金の納入があったものとみなす。

令和 年 月 日

郵便局長様

ゆうちょ銀行 店・所長様

佐賀県鳥栖市長 向 門 慶 人

### 指 定 通 知 書

貴局を地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定により、  
当市の市民税・県民税（特別徴収額）の取扱店に指定しましたので通知します。

- 承認番号 福振第 3479 号
- 口座番号 01730-0-960088
- 加入者の名称 鳥栖市会計管理者
- 取りまとめ店 〒812-8794 福岡貯金事務センター